

**長崎県製造業物価上げ対応型投資促進補助金（物価高騰克服タイプ）Q&A**

【1. 補助対象者について】

Q1-1. 個人事業主は対象になるか？

A1-1. 個人事業主も対象となります。ただし、1年以上の営業実績があること等の要件を満たす必要があります。（確定申告書の写し等で確認します。）

Q1-2. 「中小企業者」の定義は？

A1-2. 本事業における「中小企業者」とは以下を指します。

①中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める会社及び個人

業種	資本金または従業員	
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

どちらかの基準を満たす者

対象外業種

②中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に定める中小企業団体

< 中小企業団体の組織に関する法律（抜粋） >

（中小企業団体等の種類）

第三条 この法律による中小企業団体は、次に掲げるものとする。

- 一 事業協同組合
- 二 事業協同小組合
- 三 削除
- 四 信用協同組合
- 五 協同組合連合会
- 六 企業組合
- 七 協業組合
- 八 商工組合
- 九 商工組合連合会

第四条 事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会及び企業組合については、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号。以下「協同組合法」という。）の定めるところによる。

※自社が「中小企業者」に該当するかどうか判断がつかない場合はお尋ねください。

Q1-3. 「県内に本店又は主たる事業所を有し、県内で事業を実施すること」について、本社は県外だが、県内に工場があり、当該工場で生産活動を行っている事業者が当該工場（法人登記簿謄本、定款、規約等に記載のない事業活動の拠点も含む）で行う設備投資は対象となるか。

A1-3. 対象となります。交付申請の際に、当該県内工場で生産活動が行われていることがわかる資料（会社HPの写し等でも可）を添付してください。

Q1-4. 「1年以上の事業実績」について、創業後1年未満であるが、決算は1回終わっている。対象になるか。

A1-4. 事業実績が1年以上ないため対象外です。

Q1-5. 食料品製造業者も対象となるか？

A1-5. 食料品製造業者も対象になります。補助金の対象業種について不明な場合は、個別にお問い合わせください。

Q1-6. 製造して、製造と同じ場所にある販売施設によって、その場で消費者に販売している事業者（例：ケーキ屋、パン屋など）も対象となるか？

A1-6. 製造現場における製造機械等の増設・更新など、製造部門の生産性向上に資する取組については対象となりえます。一方、販売現場、飲食現場の設備投資（例：ショーケース、店舗の照明）などについては対象外となります。

【2. 認定要件について】

Q2-1. 申請時点で、事業場内最低賃金が長崎県の最低賃金額を50円以上上回っていないが、申請対象外となるのか？

A2-1. 速やかに、要件を満たす額（1,003円以上）へ引き上げを行う賃金引上計画を提出していただくことで申請は可能です。

具体的には、令和7年度の地域別最低賃金の改定が行われる本年10月までには、1,003円以上の引き上げを行い、それ以降に、令和7年度の地域別最低賃金の改定を見据えた引き上げを行う計画としていただくことが必要です。

なお、実績報告時に1,003円以上への引き上げが計画どおりに行われたかを確認いたしますので、賃金台帳、給与明細等を提出いただき、内容を確認したうえで、補助金を交付します。

Q2-2. 申請時に「最低賃金+50円以上」を満たしていれば、賃金引上計画は提出不要か。又は提出が必要な場合であっても、現状維持の計画で構わないのか。

A2-2. 申請時に上記要件を満たす場合であっても、賃金引上計画の提出は必要とし、昇給期ごとにさらなる引き上げを行う計画を提出していただくことが必要です。

Q2-3. 賃金引上計画について、「常時雇用する労働者」に専従者は含まれるか。（含まれない場合は、個人事業主は要件を満たすことが非常に困難）

A2-3. 本補助金においては、専従者は「常時雇用する労働者」に含むこととします。

Q2-3(2). 賃金引上計画について、「常時雇用する労働者」に役員は含まれるか。

A2-3. 本補助金においては、役員以外に当該事業場で常時雇用する労働者が存在しない場合、当該役員を「常時雇用する労働者」に含むこととします。この場合の事業場内最低賃金額とは、役員報酬額を時給ベースに換算した額とします。

Q2-4. 賃金引上計画について、同一の最低賃金の従業員が複数存在するが、1名だけの引き上げでかまわないか。

A2-4. 同一の最低賃金の従業員全員が対象となります。

Q2-5. パートナーシップ構築宣言は、個人事業主でも行うことができるのか。

A2-5. 同宣言は、あらゆる規模・業種の企業や個人事業主の方に宣言いただけます。詳しくは、パートナーシップ構築宣言ポータルサイトをご参照ください。

(パートナーシップ構築宣言ポータルサイト → <https://www.biz-partnership.jp/>)

Q2-6. 事業場内最低賃金の「事業場」とは具体的にどこを指すのか。例えば、県内に同一企業のA工場とB工場があり、A工場の設備投資費を対象経費として交付申請する場合の事業場内最低賃金は、A工場で働く従業員に適用する時給額のうち最も低い額と解することでよいか。

A2-6. 貴見のとおり。「事業場」とは補助事業の実施場所となります。

【3. 対象経費について】

Q3-1. 「生産性向上に資する事業」について、県ではどのように判断するのか？

A3-1. 提出いただいた事業計画書の内容で判断しますので、「今回の取組で、現状からどのように生産性の向上に繋がるのか」を事業計画書に具体的に記載してください。

Q3-2. 消費税は対象経費となるのか？

A3-2. 対象となりません。なお、本補助金の対象とならない経費については、申請要領の4ページをご参照ください

Q3-3. 営業経費のみを対象経費とした申請は可能か？

A3-3. 営業経費のみを対象経費とした申請はできません。「研究開発費」「設備投資費」「生産効率化経費」のいずれかと併せて実施するものに限り補助対象となります。また、営業経費は全体事業費の4分の1が上限となります。

Q3-4. 既存設備の改修は対象となるのか？

A3-4. 単に既存設備の修理を行う事業内容では対象なりません。何らかの付加機能をつけたうえで、設備を拡充する改修に該当する場合は対象となります。

Q3-5. パソコンやプリンターの更新は対象となるのか？

A3-5. 事務所のパソコンやプリンターの更新は対象となりません。ただし、パソコン等の導入が製造現場の生産性向上に直接的に寄与するような場合は、対象となる可能性がありますので、詳しくは県にお尋ねください。

Q3-6. ソフトウェアの導入（設計、人事管理等）について、月額、年額で費用が発生するものは対象となるのか。

A3-6. ソフトウェアの購入ではなく、月額等で費用がかかる場合は、補助対象期間に発生した経費のみが対象となります。なお、申請要領2ページに記載のとおり、令和8年1月30日（金）までに支払いが完了しているものが補助対象経費となります。

Q3-7. 工作機械を更新する場合、新品でなく中古品でもよいか。

A3-7. 中古品でも可としますが、市場価格と比較して極端に高価でないことを証明する資料として、見積書や、同型工作機械のおおよそその中古品販売価格が把握できる資料（中古品出品のWEBサイト等の資料で可）などを交付申請書に添付してください。見積書のみを添付する場合、1者からの見積書では価格の適正性が不明のため、2者以上から入手するようにしてください。

Q3-8. 令和8年1月30日までに納品・支払い等が完了しない場合はどうなるか？

A3-8. 令和8年1月30日までに納品・支払い等が完了しないことが見込まれる場合、必ず、事前に県へご相談ください。

【4. 申請書類について】

Q4-1. 税の未納証明書、法人登記簿等は原本が必要か？

A4-1. 原本は不要です。写しをご提出ください。なお、令和7年3月1日以降に発行されたものが必要となりますので、令和7年3月1日より前に取得された場合は再度取得してください。

【5. 申請手続きについて】

Q5-1. 交付決定は先着順か？

A5-1. 先着順で審査を行います。申請内容に誤りや添付資料漏れ等がある場合は 順番が前後することもありますので、申請時には記載内容や添付書類に漏れや誤りがないかご注意ください。

【6. その他】

Q6-1. 補助金はいつもらえるのか？

A6-1. 原則として事業完了（支払いまで含む）後に実績報告を行っていただき、県が補助金額を確定した後、請求書を提出いただいたうえで、支払いを行います。県が実績報告受理後、書類に不備や誤りがない場合には、1ヶ月～1ヶ月半程度でご指定の口座に振り込む予定です。